

ひかくほう

News
Letter

第52号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

第26回学術シンポジウム

「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」開催について



日本比較法研究所 所長 伊藤 壽英

「中央大学学術シンポジウム」は、本学の研究成果を、広く社会へ発信し還元していく目的で、学長主導による全学的なイベントとして1980年にスタートし、実学教育の場と学問研究の成果をもって社会発展に貢献するという中央大学の使命に基づき実績を重ね、今回で26回を数えることとなりました。

当研究所は、2013年、前所長の只木誠教授の主導のもと、現代において、経済や社会のグローバル化の進展により生ずる多様な法的紛争を公正かつ迅速に解決することが喫緊の課題となっていることを受け止め、これまでの比較法的研究の蓄積と実務的解決への実績をもとに、「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」という全体テーマのもとに、「裁判規範の国際的平準化」、「リーガルサービスのグローバル化と弁護士法」、「サイバースペースの法的課題と実務的対応」、「環境規制のグローバル化と実務的対応」、「生命倫理規範のグローバル化と実務的対応」、「決済取引のグローバル化と実務的対応」という、6つの個別プロジェクトを設置し、この3年間、精力的に活動をして参りました。

シンポジウムでは、比較法学会理事長の北村一郎先生に、本日のシンポジウムのテーマを踏まえて、比較法学の将来についてご講演をいただき、続いて個別プロジェクトから、それぞれ、これまでの活動の成果が発表されました。当日の報告やディスカッションなども踏まえ、今回の研究の成果は、2017年度に「学術シンポジウム叢書」として中央大学出版部から刊行することが予定されておりますので、詳細は叢書に譲るこ

ととしますが、シンポジウムと各個別プロジェクトの活動の概要をご報告いたします。

基調講演：現代における比較法の諸問題



比較法学会理事長北村一郎先生の講演は、モデル法による統一が他国法の否定や比較法自体の否定に繋がりにくいこと、法律用語の翻訳について、その統合的研究の必要性をとり、また、司法・立法の実務的場面における技術家支配の問題を指摘し、法系論の再考に言及される示唆に富む内容でした。この基調講演は、この後の、一見すると分野やテーマに関連が少ない印象のあった各プロジェクトの報告に、聴衆が比較法という共通の問題意識をもって参加することを促すものでした。

個別プロジェクト「裁判規範の国際的平準化」では、国境を越えて共通問題になっている事象の裁判内容や判決基準の『ヨーロッパ化』の傾向を研究してきました。これにより、グローバル化の時代にあって、人権保護の規範的基準を標準化することの意義を明らかにし、わが国の対応に対する提言も行うことを目指し、これまで、海外から研究者・裁判官を招いて講演会を開催し、研究を進めてきました。



シンポジウムでは、植野妙実子理工学部教授より「フランス公法における『グローバル・スタンダード』の影響」として、エクス・マルセイユ大学ルイ・ファヴォール教授の著作をもとに、フランスにおける違憲審査制の課題・展望と日本への示唆が述べられました。これを受け、佐藤信行法科大学院教授からは、アメリカ合衆国、カナダにおける状況と、裁判実体規範、憲法審査基準のポイントについてコメントがありました。

個別プロジェクト「サイバースペースの法的課題と実務的対応」では、プライバシー、サイバー犯罪、プロバイダ責任を中心に、問題の背景と理論的実務的対応の必要性を検討してきました。情報技術の進展により、サイバースペースにおける新しい紛争が日々醸成されている。サイバースペースという性質上、国内規範の適用に実効性が担保されないこととなる一方、問題の影響は広く実体社会にも及ぶという傾向がある。



シンポジウムでは、堤和通総合政策学部教授より、サイバースペースの問題事象、安全、自由、ガバナンスについて社会的状況や立法、判例に基づく報告があり、搜索押収法、犯罪概念、ガバナンス、自由（財産権）、情報法の各視点から今後への提言が述べられました。平野晋総合政策学部教授からは、自由（財産権と公有）、情報法に係る現状および課題について報告がありました。



個別プロジェクト「環境規制のグローバル化と実務的対応」は、グローバル化に伴い、各国の環境規制が社会や企業にどのような影響を与え、いかなる課題があるかなどについて、理論上、実務上の観点から幅広く検討してきました。

シンポジウムでは、牛嶋仁法学部教授より、「国境を越える環境規制の諸相」として、まず、比較環境法について、その古典的問題を提示後、規制の調和、および規制の相違が事業活動・企業行動に与える影響の観点から各国の規制強化・緩和競争に関して、次に、トランスナショナル環境法について、環境規制法の多様化の実態に関して報告があり、最後に、これまでの研究会で議論した最新のトピックの紹介がありました。これを受けて、宮野洋一法学部教授からは、国際環境問題に係る法制度化の特徴や状況についてコメントがありました。



まず、比較環境法について、その古典的問題を提示後、規制の調和、および規制の相違が事業活動・企業行動に与える影響の観点から各国の規制強化・緩和競争に関して、次に、トランスナショナル環境法について、環境規制法の多様化の実態に関して報告があり、最後に、これまでの研究会で議論した最新のトピックの紹介がありました。これを受けて、宮野洋一法学部教授からは、国際環境問題に係る法制度化の特徴や状況についてコメントがありました。



個別プロジェクト「生命倫理規範のグローバル化と実務的対応」は、生殖医療、遺伝子ビジネス、臓器移植等の問題が容易に国境を越える現実に対して、各国の伝統的法理や法政策が対応に苦慮し、他方で、問題がグローバル化するにつれて体系的な規範的枠組みや実務的対応の整備が喫緊の課題となっている現状をふまえ、



EU法・ドイツ法を中心に、英米・アジアにおける研究の現状と将来の課題を研究してきました。シンポジウムでは、「終末期医療における患者の承諾と自律」として、只木誠法学部教授より、終末期医療における臨死介助・治療中止・自殺補助の現状と日本、海外の状況、臨死介助協会の現状と「業としての自殺補助禁止法」、そして承諾能力のない患者に対する強制治療について報告があり、鈴木彰雄法学部教授より、法律・判例の状況についてコメントがありました。

個別プロジェクト「決済取引のグローバル化と実務的対応」は、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、



経済協力開発機構（OECD）、欧州連合（EU）等のイニシアティブをベースに、わが国の関連諸法を比較法的に検討し、電子的な決済取引の法的枠組みの整備と実務的対応について研究を進めてきました。シンポジウムでは、「Fintechによる電子商取引・支払決済法制のグローバル化」と題し、福原紀彦法科大学院教授より、1997年に活動を開始した「電子商取引・決済法研究会」の活動に端を発するこれまでの活動が紹介され、2016年11月26日に市ヶ谷キャンパスで開催されたシンポジウム「Fintechと支払決済法制のグローバル化」における

日本、韓国、中国からの報告と討議の成果も踏まえ、電子商取引法の成長期と発展期の特徴が整理され、Fintechという最先端技術によって急速にグローバル化が進行している電子商取引法・電子支払決済法の課題が分析されました。次いで、これを受け、杉浦宣彦戦略経営研究科教授より、銀行法制や政策的、実務的側面にわたるコメントがありました。

個別プロジェクト「リーガルサービスのグローバル化と弁護士法」は、

国境を越える紛争についてリーガルサービス提供の中心となる弁護士の行為規範とその規制のあり方を研究してきました。シンポジウムでは、森勇法科大学院教授より、「ドイツ勤務弁護士とそれを巻き巻く環境－弁護士の独立性の一断面」として、「弁護士法」という成文法の枠組みで対応し、実務の分析・研鑽が早くから確立しているだけでなく、大学等において、研究者の検討対象ともなっているドイツ法を中心としてグローバルなリーガルサービスと弁護士法の課題を探る報告がなされました。古積健三郎法科大学院教授より、弁護士および弁護士法の抱える実務的課題についてコメントがありました。



総括では、参加者から、報告内容や、その基礎となる考え方について、活発な質疑応答が行われ、最後に、「地球社会における複合的諸問題への応答」というテーマで次の学術シンポジウムを担当される社会科学研究所の宮野勝所長より閉会の挨拶をいただき、閉会しました。



シンポジウムの研究成果は、2017年度に学術シンポジウム叢書として刊行されます。これまでの各個別プロジェクトの活動内容、実施した研究会等の記録は、当研究所ウェブサイトに一覧を公開しており、一部の講演は比較法雑誌に掲載されておりますのでぜひご覧ください。

カスパー客員教授の特別講義 ーミュンスター大学交流史の一コマー

日本比較法研究所 所員 山内 惟介



1 協定校ミュンスター大学法学部から派遣された商法学者、マティアス・カスパー客員教授は、11月18日、法学部教授会での挨拶を最後に2週間に及んだ全日程を無事終了され、離日された。受入れの責任を全うされた小宮靖毅教授の働きは、丸山秀平、野田博尚教授の御参加を得てそれぞれ行われた講演「上場廃止基準のコーポレート・ガバナンスへの位置づけ」および特別講義「金融機関のコーポレート・ガバナンス」の運営等を含め、見事なものであった。11月14日開催の本学部関係者による歓迎晩餐会には多くの民法関係者が参集され、盛会であったと聞く。1980年代半ばから具体化したミュンスター大学との交流事業に立案段階から参画し、実質35年に及んだ筆者の関与も今回が最後となった。以下、今回の経験を紹介し、同僚諸氏への置き土産としたい。

2 筆者は、11月9日、「国際取引法」(1-2時限)の枠内で、特別講義「シャリヤ監督委員会とシャリヤ適合性ーヨーロッパのコーポレート・ガバナンスからの検討ー」を実施した。教授が英語での講義を希望されたのは、学生との対話を通じて教育効果の体感という交流の実を挙げるためであった。英文原稿が7月4日に提供されたことで7月半ばに原稿全文を履修者に配布し、準備を進めるよう要請した。履修者には、講義が英語で行われること、各自3問ずつ質問を用意し、10月中旬までに担当者のアドレス宛に送付することも伝えられた。10月12日の講義時、筆者は、教授の経歴、業績等の概要を紹介し、国際取引法におけるイスラム金融の意義と位置付けを説明した。同時に筆者による全文邦訳原稿および専門用語翻訳見本例が履修者に供され、翌週には、29名の学生から回収した全86問の質問リストも配布された。関連情報の共有化により、討議に向けた履修者の準備も促進されたはずである。筆者が担当する「専門演習(国際企業法)」履修者7名には質疑で中核的役割を担うことが期待された。準備の一環として、10月中の演習では、資料作成、口頭報告、質疑応答、議事録作成のいずれも英語に限定された。所定の時間内に要点を絞って質問する力、

即座に反論する力等の不足を経験した学生は、サブゼミを自主的に行い、能力の向上に努めた。この練習はチーム力強化のためにも有効であった。

11月6日に来日された教授との小宮教授を交えた夕食会は、関心を共有する者の常として、和やかな雰囲気終始した。席上、質問リストを含む筆者の準備状況が説明された。教授からは、11月4日追加送付のpdf資料「Islamic Finance and Corporate Governance from a European Perspective」を用いた1時間の講義が提案されたが、当方の準備状況を了解され、講義を40分に縮め、2時間半すべてを質疑に充当することが合意された。

3 講義当日の8時半に日本比較法研究所でカスパー教授と落ち合い、短時間、最後の調整が行われた。8時50分、6102号教室で上記資料投影準備を進める間、学生はそれぞれに教授に対して自己紹介を行い、特別講義への期待を含め、教授と歓談の時を過ごした。事前の打ち解けた雰囲気は本番の討議を充実させる上で必要な過程であった。



9時過ぎ、開会宣言と講師紹介に続き、カスパー教授の特別講義が始まった。40分の講義には、イスラム金融制度の概要、ドイツにおける運用上の課題等、豊富な内容が分かり易く盛り込まれていた。米国インディアナ大学等での教育経験を有する教授の講義は内容の豊富さのゆえに相当の早口で行われ、不慣れな学生にはやや負担となったことであろう。それでも、全員が熱心にメモを取り、講義に集中する様子がみられた(国際企業関係法学科発足時に構想され、1995年度から実施されたウィスコンシン大学派遣法学教授の現代アメリカ法特別講義の復活が



望まれる)。9時45分、プレゼンテーション終了と同時に数人の学生から手が挙がった。10時50分から10分間の休憩を挟んだものの、学生との一問一答は12時15分まで途切れることなく続けられた。事前配布の質問リストも活用されたが、カスパー教授の説明に対する即興の批判的コメントも多く学生から発せられた。教授主張の根拠自体の恣意性を指摘する質問に教授が苦笑されていた姿も忘れられない。12時20分、最多の質問を行った男女各1名の学生から教授に対する謝辞が述べられ、教授からも、履修者の理解力、討論力等に対する好意的な評価とともに、学生への期待が表明された。

特別講義終了後、ゼミ生主催の教授を囲む昼食会が行われた。筆者は、全員の食事代を負担したが、この席には参加しなかった。自立した大人として国際交流の現場で積極的に振舞えるよう、練習する場を学生に提供するためであった。後日、教授から伺ったところでは、教授はこの4時間半を大いに楽しまれたとのことである。11月16日の講義時に回収された27通の英文 Reaction Paper は18日に教授にお渡しすることができた。その記載内容にはなお未熟な点もあるが、教授には思いがけないプレゼントとなったはずである。

特別講義終了後、ゼミ生主催の教授を囲む昼食会が行われた。筆者は、全員の食事代を負担したが、この席には参加しなかった。自立した大人として国際交流の現場で積極的に振舞えるよう、練習する場を学生に提供するためであった。後日、教授から伺ったところでは、教授はこの4時間半を大いに楽しまれたとのことである。11月16日の講義時に回収された27通の英文 Reaction Paper は18日に教授にお渡しすることができた。その記載内容にはなお未熟な点もあるが、教授には思いがけないプレゼントとなったはずである。

4 この交流事業発足の当時は、来学される客員教授も受入れ側も手探りの状態にあった。ドイツ語原稿をもとに行われる講演と受入れ担当教授による通訳とが段落ごとに反復される形式が常例であった。授業時間の大部分が外国法情報の提供に充てられ、質疑は限られていた。交流とは言いながら、一方的な輸入が繰り返される状況に疑問を感じた筆者は1990年代初めから、担当科目における講義テーマの意義、ドイツ語原稿全訳の事前提供、質問リストの事前回収等に留意しつつ、少しずつ工夫を重ね、上記のような形式への段階的移行を試みてきた。対話の実現とともに、交流の成果も着実に上がってきた。

この種の実験を行えたのは、特別の比較法教育によるものではない。効果的だったのは、整理力、表現力、討論力等をいかに確実に強化するかという視点から筆者が実施した段階的法学教育方法の徹底である。年度初めに履修者に自作の学修作法資料を

提供し、基礎力の養成・拡充・強化を図る過程は「『研究する』ことを教育する」試みの実践であった(近刊『比較法研究 第三巻 法文化の諸形相』第三部参照)。次第に考える力を蓄えた学生は2年次後期から、自己の世界観を確かめつつ、積極的に発言するようになる。大学教育の要諦は、知識量よりも、どれだけ自分の考えを論理的に粘り強く主張できるかという点にある。この基盤がなければ、折角の外国語運用力も力を発揮することはない。特別講義に参加し、教授の好意的評価を得た相当数の学生はこのような段階的教育を自らのものとして会得した成功例と考えられる。国際企業関係法学科3年生の水準を体感された客員教授がそれぞれの経験をドイツ側で蓄積され、継承されたことで、同大学の本交流事業への取組み方もさらに強化されてきた。本年度から開始されたミュンスター大学法学部生2名(Bellotti, Rost 両氏)の本学での受入れもそうした成果の一部とみられよう。

5 2014年にドイツ人で初めて名誉博士号を本学から授与されたミュンスター大学エーラーズ教授祝賀会との関わりですでに触れた(Hakumon ちゅうおう238号)が、おもてなしの真髄は、心のこもった歓待を通じて来訪者の心に訴え掛け、相互の信頼感を醸成する無形の行為にある。どの交流事業でも、相手の社会的環境を考慮しつつ、目的に応じて異なる方法が採用されるのであり、交流事業を一つに束ね、統一的に運用しようとしても、「角を矯めて牛を殺す」ことになりかねない。このことは、ミュンスター大学法学部との間で30年以上続けられてきた、研究・教育両面にわたる法学者交流事業にも当てはまる。交流の発展を望むならば、中長期的視点のもとに、何を提供し、何を求めるかを考え、実行に移す経営マインド(司令塔)が必要となる。今回の工夫はその一例であるが、現場関係者のほか、ロジスティクスも含め、すべての関係者が心一つにしてことに当たる姿勢も不可欠となろう。国際交流事業に対する評価の視点は決して協定の数にはなく、相互信頼関係を築き得たパートナー研究者をどれだけ確保できるかにかかっている。ミュンスター大学との間で豊富に積み上げられた交流実績が示すように、真の支援者は金銭的負担を惜しまず、援助を与えられることであろう。次の世代には、時代の要請を考慮しながらも、新しい発想と工夫の下に、新たな可能性が開かれることであろう。本事業のさらなる発展を心から期待したい。

ミュンスター大学との交流 (資料)

これまでの日本比較法研究所、ミュンスター大学との交流と成果について記録をまとめました。経緯等については『日本比較法研究所50年史』(1998)のほか、研究叢書73に協定文書が収録され、山内惟介所員が詳述されています。

○交換教授・短期訪問等の研究者交流

滞在期間	種別	担当教員 (敬称略)	滞在期間	種別	担当教員 (敬称略)
1973年4月-74年3月	ほか	加美 和照	2000年3月-4月	交換	ディーター・ビルク
1983年2月-84年7月	ほか	山内 惟介	2001年3月	交換	石川 敏行
1984年9月-10月	交換	ベルンハルト・グロスフェルト	2001年3月	短期	インゴ・ゼンガー
1985年9月	交換	ヘルムート・コロサー	2002年3月	交換	ハインリッヒ・デルナー
1985年10月-86年3月	ほか	ハインリッヒ・メンクハウス	2002年4月-03年3月	ほか	ユリア・ヴァルクリンク
1986年11月	短期	ハンス・ヨアヒム・シュナイダー	2003年3月-4月	交換	工藤 達朗
1987年4月-89年3月	ほか	ハインリッヒ・メンクハウス	2003年5月	短期	クラウス・ベアス
1989年2月-3月	交換	山内 惟介	2004年9月-10月	交換	シュテファン・カーデルバッハ
1989年9月-10月	交換	ハンス・ウヴェ・エーリヒゼン	2005年3月-4月	交換	古積 健三郎
1989年10月	短期	ハンス・ヨアヒム・シュナイダー	2005年4月	短期	ディルク・エーラーズ
1990年3月-4月	交換	中西 又三	2006年2月	短期	山内 惟介
1991年9月-10月	交換	ベルトルト・クーピッシュ	2006年9月-10月	交換	インゴ・ゼンガー
1992年10月	短期	ハンス・ヨアヒム・シュナイダー	2007年3月-4月	交換	鈴木 博人
1993年3月-4月	交換	丸山 秀平	2008年10月	交換	ハンス・ヤラス
1993年4月-95年3月	ほか	工藤 達朗	2009年3月-4月	交換	松原 光宏
1993年9月-10月	交換	オットー・ザンドロック	2010年3月-12年3月	ほか	高田 淳
1995年3月-5月	交換	津野 柳一	2010年9月-10月	交換	インゴ・ゼンガー
1996年3月-4月	交換	ディルク・エーラーズ	2012年9月	交換	ペトラ・ポールマン
1997年3月-5月	交換	角田 邦重	2012年11月	ほか	山内 惟介
1997年7月	短期	ディーター・ビルク	2012年12月	交換	毛塚 勝利
1998年4月-5月	交換	ヴィルフリート・シュリユーター	2014年4月	交換	畑尻 剛
1999年2月	短期	山内 惟介	2014年4月-5月	交換	ディルク・エーラーズ
1999年3月-4月	交換	野澤 紀雅	2015年8月-16年1月	ほか	檜崎 みどり
1999年6月	短期	山内 惟介	2016年4月	交換	新井 誠
1999年10月	短期	ハンス・ヤラス	2016年11月	交換	マティアス・カスパー

※種別は交換教授、短期訪問、ほか(留学・在外等) ※ほかに川添利幸、木内宜彦、マーク・デルナウアほかの短期滞在があります

○翻訳叢書・研究叢書

- 翻27 (1990) B・グロスフェルトほか著/山内惟介編訳 『国際企業法の諸相』
 翻28 (1991) H-U.エーリヒゼン著/中西又三編訳 『西ドイツにおける自治団体』
 翻38 (1996) オットー・ザンドロック著/丸山秀平編訳 『国際契約法の諸問題』
 翻50 (2003) ハインリッヒ・デルナー著/野沢紀雅・山内惟介編訳 『ドイツ民法・国際私法論集』
 翻52 (2005) 山内惟介編訳 『カーデルバッハ教授講演集 国際法・ヨーロッパ公法の現状と課題』
 翻54 (2007) 古積健三郎・山内惟介編訳 『ゼンガー教授講演集 ドイツ・ヨーロッパ民事法の今日的諸問題』
 翻55 (2008) 山内惟介・石川敏行・工藤達朗編訳 『エーラーズ教授講演集 ヨーロッパ・ドイツ行政法の諸問題』
 翻61 (2011) 松原光宏編 『ヤラス教授日本講演録 現代ドイツ・ヨーロッパ基本権論』
 翻65 (2013) 山内惟介・鈴木博人編訳 『ゼンガー教授講演集Ⅱ ドイツ・ヨーロッパ・国際経済法論集』
 研73 (2007) 石川敏行ほか編著 『中央大学・ミュンスター大学交流20周年記念 共演 ドイツ法と日本法』
 研92 (2014) 山内惟介、ヴェルナー・F・エプケ編著 『中央大学・ミュンスター大学交流25周年記念 国際関係私法の挑戦』

○ひかくほうニューズレター

- 4号 (1991) 中西 又三 「ヴェストフェーリシェ・ヴィルヘルム大学を訪ねて」
 7号 (1991) 丸山 秀平 「ドイツ・ミュンスターのヴェストフェーリシェ・ヴィルヘルム大学を訪ねて」
 16号 (1997) 角田 邦重 「ミュンスター大学訪問記」
 27号 (2003) 工藤 達朗 「ミュンスター再訪」
 32号 (2006) 古積 健三郎 「ミュンスター訪問記」
 35号 (2007) 鈴木 博人 「ミュンスター大学滞在記」
 39号 (2009) 松原 光宏 「春到来・ミュンスターラント」
 44号 (2012) 高田 淳 「ドイツ・ミュンスターにおける在外研究」
 51号 (2016) 檜崎 みどり 「2015年ミュンスターにて」
 52号 (2017) 山内 惟介 「カスパー客員教授の特別講義」

最近の講演会・セミナー

▽ Prof. Peter Grabosky (ピーター・グラボスキー教授) オーストラリア国立大学
7月26日(火) “Development of Cyber crime 2006-2016” (サイバー犯罪の展開 2006-2016)

▽張 開駿 講師 上海财经大学法学院



7月30日(土)「共犯の種類および処罰に関する中日比較法的研究」

▽ Prof. Matthias Kilian (マティアス・キリアン教授) ケルン大学
9月20日(火) “Anwaltliche Verschwiegenheitspflicht und Privileg” (弁護士の守秘義務と秘匿特権)

▽ Dr. Nadine Absenger (ナディーン・アッペンガー氏) 経済・社会学研究所 (WSI) 労働・社会法部門主任研究員



9月24日(土) “Gewährleistung der sozialen Grundrechte von Arbeitnehmern in Europa” (ヨーロッパにおける労働者の社会的権利の保障)
10月1日(土) “Missbrauch von Werkverträgen in Deutschland und Reformbedarf” (ドイツにおける請負契約の濫用と改革の必要性)

▽ Associate Prof. Peter Rush (ピーター・ラッシュ准教授) メルボルン大学ロースクール



9月30日(金) “Has Australia really abolished the death penalty? Legal approaches to capital punishment + policing in Australia.” (オーストラリアは死刑を廃止したのか? 死刑に対する法的アプローチ (オーストラリアにおけるポリシーイング))

▽10月6日(木) 日本法スタッフセミナー

※ドイツ・ザールラント大学法学部教授らを招いてのスタッフセミナー。トーマス・ギーゲリヒ教授(ヨーロッパ研究所所長)の講演と、所員による日本法に関する5つの小講演とディスカッション



▽ Prof. Dr. Kurt Deketelaere (クルト・デケテラレ教授) ルーヴェン大学
10月31日(月) “Recent Developments in EU Environmental, Energy and Climate Change Law” (EU環境法・エネルギー法・気候変動法における最近の展開)



▽ Prof. Matthias Casper (マティアス・カスパー教授) ヴェストフェーリッシュ・ヴィルヘルム(ミュンスター)大学

11月9日(水) “Sharia Boards and Sharia Compliance in the context of European Corporate Governance” (シャリヤ監督委員会とシャリヤ適合性 —ヨーロッパのコーポレート・ガバナンスからの検討—)



11月12日(土) “Delisting Rules in the Context of Corporate Governance” (上場廃止基準のコーポレート・ガバナンスへの位置づけ)
11月14日(月) “Corporate Governance for Financial Institutions” (金融機関のコーポレート・ガバナンス)

▽ Prof. David Pugsley (デーヴィッド・パグスレー教授) ストラスブール大学



11月9日(水) “Why are the English different from everyone else” (なぜイギリス法はヨーロッパの他国と違うのか)
11月18日(金) “From the Law of Citations to the compilation of Justinian’s Digest” (引用法からユスティニアヌスによる Digesta の編纂まで)

▽ Associate Prof. Molly O’Brien (モーリー・オブライエン准教授) オーストラリア国立大学

2017年1月17日(火) “The Cosmic Context of Sustainable Development Goals: Maximum Entropy and Sustainability” (持続可能な発展のための宇宙的関連: 最大エントロピーと持続可能性)

▽崔 受京 検事 大韓民国 大田地方検察庁
2017年1月21日(土)「法テラス制度について—韓国と日本の比較検討—」

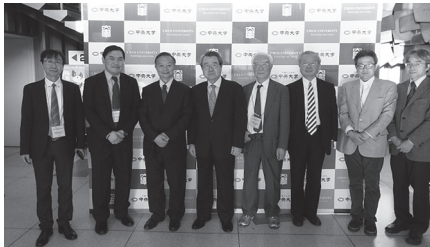
学術シンポジウムプロジェクト企画

▽7月31日(日) スタッフセミナー「国際開発援助における環境社会配慮」※「環境規制のグローバル化と実務的対応」研究プロジェクト企画
作本直行氏(日本貿易振興機構環境社会配慮審査役):「国際援助における環境社会配慮」/ 市川伸子氏(欧州復興開発銀行主幹環境アドヴァイザー):「EBRDの開発援助と環境社会影響評価」

▽10月22日(土) ミニシンポジウム※「裁判規範の国際的平準化」研究プロジェクト企画
ティエリー・ルノー教授(エクス・マルセイユ大学)
「フランスにおける非常事態とテロリズムに対する戦い—どのように自由を尊重しながら安全を守るか」

▽11月6日(日)「グローバル/トランスナショナル環境法に関する国際セミナー」※「環境規制のグローバル化と実務的対応」研究プロジェクト企画
クルト・デケテラーレ教授(ルーヴェン大学)「気候訴訟:気候変動事案における司法へのアクセス」
/アムナート・ウォンバンディット教授(タマサート大学)「アセアン諸国における環境影響評価法のビジネスに対する態度と影響」

▽11月26日(土) 国際シンポジウム「FinTech と支払決済法制のグローバル化—アジア諸国の協調と日本の役割—」※研究プロジェクト「決済取引のグローバル化と実務的対応(電子商取引・決済法研究会)」企画
基調講演 松尾元信氏(金融庁総務企画局参事官) / 報告「欧米における支払決済法制の新たな展開」
「大韓民国における電子支払決済の新法制」 / ディスカッション「アジア諸国の協調と日本の役割」



▽11月27日(日)「日独生命倫理比較法シンポジウム」※研究プロジェクト「生命倫理規範のグローバル化と実務的対応」企画
エリック・ヒルゲンドルフ教授(ヴェルツブルク大学)「ドイツ法における臨死介助の新展開—刑法217条の問題」
/マルティン・ペーゼ教授(ボン大学)「自己決定と配慮とのバランス:承諾能力のない患者に対する強制治療」

これから開催される講演会等

※詳細は当研究所ウェブサイトでご確認ください
▽Prof. François DIEU (フランソワ・デュエ教授)
トゥールーズ第一キャピトル大学
2017年2月13日(月) 16:30~19:30 (市ヶ谷キャンパス 2411教室)
「受刑者の社会への再統合の仕組みと思想」

▽韓国刑事法講演会(盧明善教授、李京烈教授) 成均館大学
2017年2月22日(水) 13:30~ (市ヶ谷キャンパス)

▽日独弁護士職業法シンポジウム—弁護士の独立と利益相反の禁止—
2017年4月8日(土) 9:45~17:30 (後楽園キャンパス 3号館10階)
共催:日本弁護士連合会・ケルン弁護士法研究所
ドイツ連邦弁護士会・ドイツ弁護士協会
言語:日本語・ドイツ語(同時通訳あり)

新刊行図書ご紹介

- 翻訳叢書73 ルイ・ファヴォール 著 / 植野 妙実子 監訳 『法にとらわれる政治』
[2016年8月17日刊行、定価:本体2,300円]
- 翻訳叢書74 ペートラ・ポールマン 著 / 山内 惟介 編訳
『ポールマン教授講演集 ドイツ・ヨーロッパ保険法・競争法の新展開』
[2016年8月18日刊行、定価:本体2,100円]
- 翻訳叢書75 トーマス・ヴェルテンベルガー 著 / 畑尻 剛 編訳
『トーマス・ヴェルテンベルガー論文集 国家と憲法の正統化について』
[2016年12月30日刊行、定価:本体5,100円]
- 研究叢書109 牛嶋 仁 編著 『日米欧金融規制監督の発展と調和』
[2016年10月30日刊行、定価:本体4,700円]
- 研究叢書110 森 光 著 『ローマの法学と居住の保護』 [2017年2月刊行予定]
- 研究叢書111 山内 惟介 著 『比較法研究 第三巻 法文化の諸形相』 [2017年2月刊行予定]

編集後記

本号は、12月17日に開催されました第26回学術シンポジウムについて、その概要を紹介しております。基調講演者の北村先生からは、後日「丁寧な御研究と和気あいあいとした雰囲気こそ、シンポジウム成功の秘密」であったとのコメントを頂戴いたしました。シンポジウム担当者として、この場を

お借りして、関係の皆さまに御礼申し上げます。

また、開催時期は前後しますが、11月に行われたミュンスター大学のカスパー客員教授の特別講義について、本年度ご退職の山内所員からご寄稿をいただきました。海外からの教員の招聘が、受け入れ側の教員の準備次第で絶大な教育効果をもたらすということを、教えていただきました。(北井記)